

# かつしかの文化財 第91号

編集・発行：葛飾区文化財保護推進委員 葛飾区郷土と天文の博物館 Tel 03-3838-1101

## 小菅県150年

文化財保護推進委員(南綾瀬地区)

中村 省三

「昔、小菅に県庁があった」と聞いてどのくらいの方が知っているでしょうか？その名は「小菅県」、明治維新直後に存在した県です。

慶応4年(1868)4月に江戸城が開城すると、新政府軍は江戸市中を統治するため江戸府を設置します。注1) 一方、江戸周辺の旧幕府領や旗本知行地などは、3人の武威知県事によって定められることとなります。代官佐々井半十郎の支配地であった葛西領一帯は、初め桑山圭助注2)が、12月からは、河瀬秀治注3)が治めていました。翌年には、各知県事の管轄ごとに分割され、1月13日に小菅県、続いて2月9日に大宮県・品川県が設置されました。

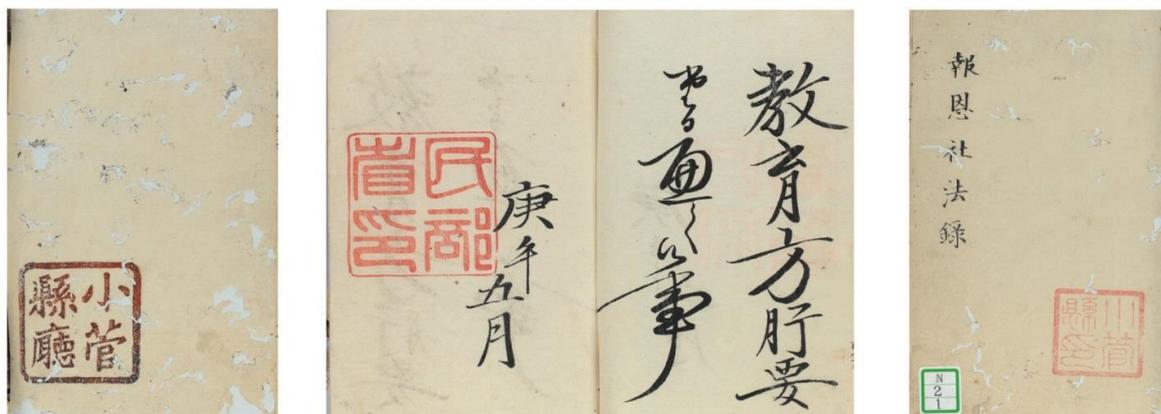
小菅県の県庁は、「小菅御団内(小菅御殿跡地)」の旧代官所に設けられます。県名はもちろん、県庁のある小菅村に由来します。小菅県には東京、埼玉、千葉にまたがる355町村が所属し、河瀬がそのまま県知事に就任しました。

さて、同県の施策で特筆すべきが「報恩社法」施行と「小菅県仮学校」設置です。前者は社会福祉事業の一種で、一般の有志が出資した金と米を積立てて蓄え、天災や疫病時に被災者救済を行う制度です。この報恩社法は、明治3年(1970)5月に新政府の民部省から表彰を受けました。

後者は、明治2年(1969)7月に正覚寺(現、小菅一丁目)を借りて設置された、この地域で最初の公立教育機関です。ただ、学校といっても県庁の役人を対象に教養を教える学校だったようです。しかし、東京府よりも1年早く公立の学校が設置された点は注目すべきです。

このような施策を行った小菅県ですが、明治4年(1971)7月の廃藩置県に続いて行われた第1次府県統合で同年11月14日に廃止、大部分が東京府と埼玉県に統合されてしまいました。

来年1月は小菅県設置150周年です。この記事が地域の歴史に目を向けるきっかけとなれば幸いです。



報恩社法録。右が表紙、中央2枚が巻末にある民部省からの表彰状の写しで、左が裏表紙。

注1) 7月17日の「江戸ヲ称シテ東京ト為スノ詔書」によって東京府となる

注2) 旧幕府代官

注3) 旧宮津藩士、小菅県知事後は印旛県や熊谷県令を歴任、中央官庁を経て実業界で活躍

参考文献: 葛飾区『増補葛飾区史』上巻・下巻 昭和60年3月20日/葛飾区『葛飾区史』平成29年10月30日

# 屎尿処理の近代化と綾瀬作業所

葛飾区郷土と天文の博物館 専門調査員 小峰 園子

## 【屎尿とは？】

「屎尿」(し尿)とは、人間の排泄物のことです。下水道普及率がほぼ 100%となっている東京 23 区では、トイレの排水は下水道に流れ処理されます。しかし、都市部でも下水道の普及率が低かった時代、屎尿は独自で回収され、利用・処理されていました。

「屎尿＝排泄物」と考えると、汚いものというイメージが先行しますが、日本では古くから屎尿が肥料として用いられ、江戸時代には下肥として高値で取引されました。そして、この流れは明治維新を迎え、日本が近代国家への道を歩み始めてもしばらくは変わりませんでした。

## 【肥料から廃棄物へ】

しかし、明治時代後期から大正時代になると、都市部の人口増加や都市周辺の農業用地の減少により都市部を中心に、あふれかえる屎尿の処理が課題になっていきました。

また明治時代以降、公衆衛生制度の研究が進む中で、屎尿はその臭いのイメージに加え、腸管系病原微生物を含有することから、下肥としての直接的な農業利用を廃止して下水道、浄化槽、もしくは屎尿処理施設で衛生的に処理することが望ましいとされるようになります。

## 【屎尿処理施設の誕生】

日本最初の屎尿処理施設が誕生したのは昭和初期、愛知県名古屋市の「下飯田汚物処理所」と、京都府京都市の「十条屎尿処理所」が相次いで開設されました。

そして昭和 8 年(1933)、その 2 か所に次いで開設されたのが「とうきょうしせいそうきょくあやせせきぎょうしよ東京市清掃局綾瀬作業所」です。

## 【綾瀬作業所とは】

綾瀬作業所は東京市葛飾区小菅町（現在の小菅水再生センター(西側)南）にありました。荒川放水路、綾瀬川に挟まれた立地を生かし、都心部から搬入される屎尿を汚物貯留槽へ直接受けけることができる仕組みでした。

東日本で初めての屎尿処理施設である綾瀬作業所では、当時最先端の屎尿処理方法である「そくしんぬていしほしよ促進汚泥式処理法」の研究が行われていました。促進汚泥式処理法とは、屎尿を河川の水でうすめ、有機物を分解する細菌などを入れて処理する方法です。

この処理により、屎尿は水・メタンガス・汚泥に分解されます。メタンガスは集めて燃料にし、汚泥は乾燥させて肥料にしていました。この処理方法は現在の下水処理の原理と同様のものです。

そのため、綾瀬作業所は、むぶつちりゅうどうそう汚物貯留槽やほっまきそう曝気槽、せんしんかんそうじよう沈殿槽、消毒槽、ざんざん残滓乾燥場等を併せ持っていました。

## 【戦時体制下の中で】

都市の屎尿処理問題を解決するための最先端研究施設と開設された綾瀬作業所でしたが、日本が戦時体制下になっていく中で、燃料不足や戦況の悪化に伴い昭和 17 年(1942)に屎尿の処理は休止に追い込まれました。休止後、綾瀬作業所では、皮肉にも屎尿用の肥桶こまおけの生産をしていました。

## 【その後の綾瀬作業所】

第 2 次世界大戦後、GHQ による屎尿の農業利用の中止勧告、生野菜の摂取など食生活の変化、安価な化学肥料の普及といった社会変化がありました。それと共に、戦後民主化の一環として公衆衛生制度の整備に伴い、屎尿の衛生的な処理が急がれます。

そのようななか、昭和 28 年(1953)ごろから全国的に屎尿処理施設の建設ラッシュが起こります。この際、綾瀬作業所の研究成果が各施設に反映されました。

一方、綾瀬作業所は屎尿処理を再開することなく、昭和 30 年台に「綾瀬清掃研究所」となり、廃棄物処理の研究所となった後、昭和 52 年(1977)に現在の小菅水再生センターとなりました。

## 【綾瀬作業所が残したもの】

綾瀬作業所が屎尿の処理を行ったのは、わずか 10 年弱の期間にすぎません。しかし、そこで研究開発された技術は日本の屎尿処理・下水処理の基礎になったといっても過言ではありません。

現在、屎尿を意識することなく、清潔で健康的な生活を送ることができるのは、屎尿の香りに包まれながら近代屎尿処理の実験・研究を進めていた研究者たちの努力によって支えられているのです。

## 縄文土器片の本籍地探し

文化財保護推進委員（柴又地区）  
沼田 八郎

平成 26 年(2014)秋、幸運にも鎌倉四丁目第一区民農園の使用許可を得た私は、早速草取りや小石拾いなど、耕作準備を始めました。そんな折、妻が放り投げた黒い塊が足下に転がってきました。普通の小石とは違うなにかを感じて水洗いをしてみると………、

なんと縄文土器片です。すわ大発見!?!?と思いましたが、冷静に考えると縄文時代は葛飾区域はまだ海の中のはず…?ここから、土器片の本籍地探しが始まりました。

農園の貸主さんに話を聞くと、畑の黒土は区内由来ではないようです。そこで区役所の区民農園担当に問い合わせると、区の委託業者が神奈川県相模原市内から運んだとのことでした。早速、相模原市の歴史を調べると、黒土の出所は「勝坂遺跡」<sup>注1)</sup>という縄文遺跡の周辺の様です。



拾った土器片

最後に、本当に勝坂遺跡の縄文土器なのか確認するために相模原市博物館の学芸員を訪ねました。その結果、「勝坂遺跡の縄文土器片であることが十分推定できる」との回答をもらえました。

縄文土器片の本籍地探しを終え、改めて縄文時代に思いを馳せることができました。

注1) 神奈川県相模原市南区磯部で発見された縄文時代中期前半頃(約 5000 年前)の大集落跡。勝坂式土器の名前の由来で、関東地方の標式遺跡。国指定史跡

## 新中川の開削

文化財保護推進委員（高砂地区）  
岡本 正義



葛飾区のほぼ中央を流れる中川から高砂橋の南で分岐する「新中川」、江戸川区今井の旧江戸川まで約 8 kmを流れるこの河川は当初、中川放水路と呼ばれていました。

昭和 13 年(1938)年の「中川綾瀬川芝川総合改修増補計画」により着工しますが、第二次世界大戦の激化を受け昭和 19 年(1944)に工事は中断されてしまいます。

戦後、昭和 22 年(1947)のカスリーン台風などが契機となり、昭和 24 年(1949)に工事が再開します。昭和 34 年(1959)の伊勢湾台風で高潮対策が見直されたりしましたが、昭和 38 年(1963) 3 月 16 日に第一次工事が完成し通水しました。

この工事では葛飾・江戸川の両区で約 40 万坪の用地買収が行われました。洪水の危険が少なくなった一方、祖先から受け継いだ家屋や農地を手放さざるを得なかった方が多くいるのもまた事実です。奥戸などの町名が川を挟んで存在するのは、もともと地続きだった所に放水路を建設した名残です。

現在、高砂一丁目の中川と新中川が分流する地点には「新中川通水記念公園」が整備され、放水路建設のあらましを記した記念碑があります。

開削工事中の新中川

(昭和35年10月6日撮影航空写真)

国土地理院地図・空中写真閲覧サービス(<http://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do#1L>)掲載を、トリミングして使用

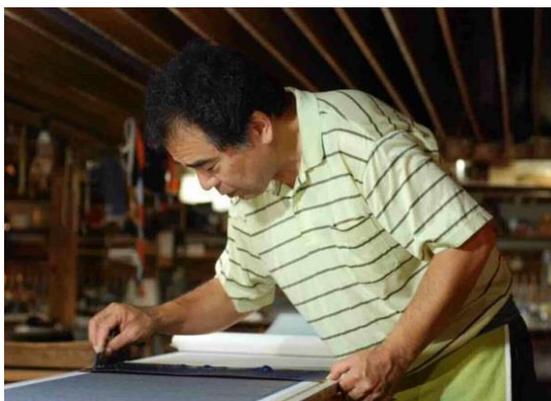
参考文献 葛飾区『増補葛飾区史』中巻 昭和60年3月20日／葛飾区『葛飾区史』平成29年10月30日

## 小宮康正氏が重要無形文化財「江戸小紋」の保持者に認定されました

国の文化審議会から文部科学大臣あてに、「小宮康正」氏を「江戸小紋」の重要無形文化財保持者として認定する旨の答申が7月20日にあったことを、前号でお知らせして早3か月が経ちました。

このたび、平成30年9月25日に官報告示されたことで、「小宮康正」氏は正式に、重要無形文化財「江戸小紋」の保持者として認定されました。

小宮康正氏は、祖父康助氏から父康孝氏へ伝えられた伝統的な江戸小紋の染色技法を受け継ぎ、技法表現の研究を重ねながら業の練磨に努められています。また、型紙の原紙である和紙や、糊の原材料である米糠、そして生地など用具や原材料の研究もされています。さらに、後進の指導にも尽力されています。これらの点が評価され今回の認定となりました。



作業中の小宮康正氏（文化庁報道資料から転載）

## 葛飾区指定・登録文化財の登録と解除があります

平成30年11月21日に開催された葛飾区教育委員会で、「板絵着色産育祈願小絵馬一括 附 奉納者名簿1冊」を葛飾区登録有形民俗文化財に登録することが決議されました。今後行われる告示を経て正式に決定となります。

今回、新登録となる小絵馬は、大正期～昭和戦前期頃に子どもの産育祈願(子授け、安産、授乳、養育)のために高砂一丁目にある阿弥陀堂へ奉納されたものです。また、同時期の奉納者の名簿も合わせて残されています。このような種類の絵馬は葛飾区周辺では類例が少ないとのことから今回、登録することとなりました。なお、阿弥陀堂は通常非公開となっていますので訪問はご遠慮ください。また、小絵馬については、状態等を考慮したうえで、公開の機会を設ける予定です。

合わせて、5月1日に逝去された、葛飾区指定無形文化財「金工(日本刀)」保持者で無鑑査刀匠の吉原義一氏についても同委員会で保持者の認定解除の報告を行い告示される予定です。改めて、同氏のご冥福をお祈りいたします。



板絵着色産育祈願小絵馬一括（通常非公開）

### 【編集後記】

今年は記録的酷暑や自然災害が多発し、地球の怒りを実感する1年でした。

そんな中で、文化財めぐり・文化講座・かつしかFM放送・特別展「かつしか学びの玉手箱 葛飾と戦争」などで、区民の皆さまに情報提供いたしました。

また、「葛飾柴又の文化的景観」が国の重要文化的景観に選定されたことで、文化財や歴史への関心が一層高まったように思います。

来年は新たな元号が発表・制定されます。新たな元号が続いていく先が豊かな将来であることを願うものです。

(鈴木直宏)